

ホームページメンテナンスサービス利用規約

有限会社アーク（以下「甲」という）は、甲が提供するホームページメンテナンスサービス（以下「本サービス」という）におけるサービス利用者（以下「乙」という）との利用条件について以下の通り規約（以下「本規約」という）を定め、甲及び乙は、本規約及び本規約に付随する全ての規約及びそれに準ずるものを遵守する。

第1条（業務内容）

1. 甲は、乙が提出した申込書及び本規約に基づき本サービスを乙に提供し、乙はこれらに定める条件に従って本サービスを受けることができる。
2. 「本サービス」とは、ホームページの作成・更新・編集業務、WEBシステムの開発・修正・保守業務、サーバ及びドメインの管理・運営・取得代行などを含め本サービスについて説明する資料に記載されたサービスである。
3. 業務内容について乙が甲に個別に依頼する場合は、別途、個別契約を取り交わしその内容に従うものとする。

第2条（権利と義務の譲渡、承継）

乙は、本サービスによって生じる権利又は義務を甲の書面による事前の承認なく第三者に譲渡もしくは承継し、又は担保に供してはならない。

第3条（サービス利用料）

乙は甲に対して、事前に定めるサービス利用料を支払う。

第4条（支払方法）

乙は甲に対して、前条に定めるサービス利用料を、毎月末日に甲の指定した銀行口座からの自動引き落としとする。

上記方法が不可能な場合は、その他当社が別途認める方法による支払いとする。

第5条（成果物の著作権）

納品後の成果物の著作権については、特段の定めがない限り、納品完了の日に甲から乙へ移転するものとする。ただし、制作・メンテナンス作業過程のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、flash、fireworks等のアプリケーションソフトウェアファイル等)の著作権は甲に帰属するものとする。また、サーバシステムに依存するダイナミックな機能(PHP/CGIソースやデータベースプログラム、JavaScript)など甲の独自技術が含まれるものの著作権は甲に帰属する。上記に含まれないメンテナンス作業過程の未納物は甲に帰属するものとする。

第6条（知的財産権の帰属）

本サービスに関連して、甲が本サービス契約期間内に発明（考案及び意匠の創作、商標の作成を含む）又は著作物等を創作した場合、当該発明に係わる特許権、実用新案権等の工業所有権、著作物に係わる著作権（ただし前条に基づくものを除く）、及びその他の知的財産権（以下、総合して「知的財産権」という）のは、書面による特段の定めがない限り、甲に帰属するものとする。

第7条（ドメインの所有権）

乙の依頼により甲が乙のドメイン取得を代行し、甲がそのドメインの更新・保守・管理をする場合、ドメイン

の所有権は乙にあるものとする。

第8条（工数）

1. 本サービスにおける工数とは甲の作業量を数値化したものであり、甲によって作業内容ごとに工数が設定される。作業内容ごとの工数は、甲により都度見直しが行われ追加・削除・変更される。乙はサービスプランごとに定められた工数を上限に甲に作業を依頼することができる。

2. 作業内容における工数は、納品までに要した全工数が加算され計上される。また、工数は該当作業の納品完了日に計上される。

3. 乙が月間の上限工数を超えて作業を甲に依頼する場合、甲乙が協議し合意のうえ、超過分について費用が発生する場合がある。

4. 乙は工数の換金、第三者への譲渡や売買またはそれに類似する行為をしてはならない。また、いかなる事由に関わらず、甲は乙から工数を譲り受けた第三者に対してメンテナンス義務を持たない。

5. 乙の希望により素材等の購入、外部レンタルサーバの利用、ドメインの取得など第三者への費用発生がある場合、乙は自ら第三者へ支払いを行うか、甲が立て替え乙に別途請求するものとし、工数の消費による清算はできないものとする。

6. 乙の契約期間中に消費し切れず未消費の工数は契約最終月の最終営業日 17 時をもって全て消滅する。契約を継続した場合でも、契約期間終了後に未消費工数を繰り越すことはできない。

7. 当月最終営業日 17 時を越えての依頼は、翌月分の工数として計上される。

第9条（納品）

1. 納期は、甲が乙からの依頼を受領後、必要な素材・原稿・データなど全ての情報を受け取り甲の確認をもって起算される。作業内容により納期が乙の希望に添えない場合は、甲乙別途協議し納期を調整するものとする。

2. 納品は乙の了解を得た時点とする。初回納品後の手直し回数は、24 時間以内、2 回までとし、それ以上の修正・手直しは、工数が追加発生し、工数が不足している場合は別途費用が必要となる。

3. 作業途中に乙より依頼内容の変更があった場合、甲により納期が変更され再設定される。

4. 原則として甲から納品状況や工数に関する定期的なレポートや報告は行わない。ただし、乙からの問い合わせがあった場合には、甲は適宜対応するものとする。

第10条（作業対象）

本サービスの対象サイトは、乙自身が運営しているサイトのみに限定される。乙より依頼を受けた第三者のサイトは作業対象とならない。ただし、甲乙が文書により合意している場合は除かれる。

第11条（契約期間）

1. 本サービスの最低契約期間は 6 ヶ月とし、1 ヶ月前までに乙は甲に対して書面にて解約の申し入れがない限り 6 ヶ月毎の自動更新とする。また、利用開始月の利用開始日が 1 日でない場合、利用開始月の価格、工数は、日割りとなり、翌月から最低 6 ヶ月間の契約となる。

2. 乙の都合による契約期間中での途中解約は、残存契約期間の料金を甲に支払うことで解約できるものとする。

第12条（データの保有期間）

甲は制作したデータを納品後 2 ヶ月間保有するものとする。ただし、サイトのバックアップサービスはこの限りではない。

第 13 条（メンテナンス作業の途中停止）

乙の都合によるメンテナンス作業の途中停止は、停止までに要した工数が計上されるものとする。

第 14 条（契約解除後のデータ管理）

乙の責に帰すべき事由により本サービスの利用を一時停止または解約した場合、甲は乙に対し保有するデータあるいはそのコピーを利用させる義務を負わないものとする。また、本サービスの解約後において甲は利用設備内に蓄積された乙のデータを事前通告なしに完全に消去できるものとする。

第 15 条（プログラムの動作について）

甲は、納品後の成果物に含まれるプログラム、またはそれに類するものに発生した不具合については、一切の保証をしない。ただし、納品後から 14 日以内に発生した不具合の修正については追加工数を発生させることなく作業を行うものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

1. プログラムの制作者または著作者が甲以外の場合
2. 乙または、第三者がプログラムを改変した場合
3. 甲が動作保証しない旨を納品前にあらかじめ乙に伝えている場合
4. 使用するサーバ環境または閲覧者の機器環境に起因する不具合が発生した場合
5. 自然環境、ネットワーク上の不具合、通信環境など甲の責に帰すべからざる事由が原因となるプログラムの予期せぬ変化が発生した場合

第 16 条（権利の保証）

乙は、甲に提供する素材・原稿・データが第三者の著作権、意匠権、商標権、名誉権、肖像権（パブリシティー権を含む）およびプライバシー権、その他一切の権利、利益を侵害しないこと、国内・外国の法令に違反するものでないこと、その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

第 17 条（機密情報の保持）

1. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承認なくして、本サービスの実施にあたって知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密情報を公表もしくは第三者へ開示したり、本規約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の定めに係わらず、次の各号の一に該当する情報については、前項の適用外とする。

- (1) 甲又は乙が知り得た時点で、既に公になっていた情報
- (2) 甲又は乙が知り得た後、相手方の責によらない事由により公になった情報
- (3) 甲乙協議のうえ、機密保持の対象としないこととした情報

3. 本条の規定は、本サービスが終了した後も有効とする。

第 18 条（アカウント情報の管理）

乙の依頼により甲が管理している乙のアカウント情報（ID・パスワードを含むがこれに限定されない）は第三者への開示や貸出しを禁止する。また、乙が甲に開示しているアカウント情報が、甲以外の第三者に開示または共有されている場合、そのアカウント情報の管理責任は乙が負うものとし、甲は第三者の不正使用による損害、原因不明の損害、乙の手違いによる損害（ファイルの削除等）等乙に生じたすべての損害について責任を負わないものとする。なお、乙が第三者にアカウント情報を知られた又は知られた可能性がある場合は、速やかに甲へ

電話と文書（メール、FAX）にて通知するものとする。

第 19 条（個人情報の保護）

甲は、本サービスの実施にあたり「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報及び顧客情報を適切に扱わなくてはならない。乙の個人情報（個人を特定することができる情報であり、ID、パスワード、メールアドレス等）を扱う場合、本サービスの利用期間中のみならずその終了後も厳格にこの秘密を保持し、第三者に一切開示してはならず、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならない。また、顧客情報について、乙から返却・破棄の指示があった場合、甲はこれに従うものとする。

第 20 条（制限事項）

甲は以下項目に該当する場合、乙の依頼する作業を実施しない場合がある。

1. 本規約に適用しない場合
2. 第三者を誹謗中傷するもの、公序良俗に反する場合
3. アダルトコンテンツ等、性的表現が含まれる場合
4. 他人の著作権、肖像権、知的財産権その他の権利を侵害または侵害する恐れがある場合
5. 連絡先、メンテナンスのご依頼担当者が不明確な場合
6. 作業対象が乙の運営するサイトでない場合
7. その他、甲が不相当と判断した場合

第 21 条（サービス対象外）

甲は以下項目に該当する場合、本サービスのメンテナンス対象から除外する。

1. 復元不可能なレベルまで壊れたシステムの修正などの場合
2. レンタルサーバの仕様や設備など外的要因によりメンテナンスが不可能な場合
3. サーバ・ネットワークの高度な技術、高価な設備の利用が必要な場合
4. 論理的・物理的に不可能な場合
5. デザイン・システム・サーバ等その分野における高度のスキルを要する場合
6. 作業におけるリスクが高すぎると判断した場合

第 22 条（解除）

甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部又は一部を直ちに解除することができる。

1. 本規約のいずれかの規定に違反した場合
2. 破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立があされあるいは受けた場合
3. 自己振出の手形又は小切手が不渡りとなった場合
4. 公租公課の滞納処分を受けた場合
5. その他、任意整理の通知を発する等、信用状態に重大な不安が生じたと判断される場合、もしくは将来において生じると判断される場合

第 23 条（免責）

1. 甲は、本規約の全部又は一部に違反し相手方に損害を与え当該損害について損害賠償責任を負った場合の当該賠償額はサービス利用料の 6 ヶ月分を上限とする。

2. 甲のメンテナンス作業中に甲以外の者によって作業対象が変更・修正されたことに起因する不具合が生じた場合、該当部分の動作・表示デザイン・内容等の復元について甲は補償しない。

3. 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、通信回線または保管中の事故、その他甲の責めに帰することができない事由による本サービスにおける本規約および個別契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能について、甲は一切責任を負わないものとする。

第 24 条（有効期間）

本規約の有効期間はサービス開始日から 6 ヶ月とする。ただし甲または乙が、本規約の期間満了日の 1 ヶ月前までに本規約を解除させる意思を書面により通知した場合を除き、本規約は更に 6 ヶ月間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第 25 条（競業禁止）

乙は名義の如何を問わず本サービスと同様または類似したサービス・商品・業務を運営することは出来ないものとする。この義務は、本サービスの終了（期間満了か解除かを問わない）後も 3 年間存続するものとする。

第 26 条（協議）

本規約について甲乙間に疑義が生じた場合や、定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第 27 条（専属的合意管轄裁判所）

本規約及びサービスについて甲乙間に訴訟が生じたときは、葛城簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第 28 条（準拠法）

本規約は、日本国法に準じて解釈される。

第 29 条（規約の改定）

本規約及び本規約に付随する全ての規約及びそれに準ずるものは、甲の判断により必要な変更・改定を行うことができるものとする。ただし、この場合、甲は必ず変更・改定についてウェブサイト等を通じて開示するものとする。改定後の本規約は、契約時期やサービス開始時期にかかわらず過去に遡って甲乙間の一切の關係に適用されるものとする。

2013 年 4 月 1 日 施工